

第5章 みんなが活躍する、絆の力で地域が活きる^{まち}郷土 (協働・行財政・人権)

第1節 みんなが活躍する協働の^{まち}郷土づくり

1. コミュニティ

2. 町民参加

第2節 健全な財政運営と確実な行政経営の^{まち}郷土づくり

1. 行政サービス

2. 行財政運営

3. 広域行政

第3節 人と人との尊重し合う絆の^{まち}郷土づくり

1. 人権の尊重

2. 男女共同参画社会

第1節 みんなが活躍する協働の郷土づくり

1. コミュニティ

現況と課題

- 地域で行われるイベントや行事などを通じ、住民相互のふれあいや交流が行われています。地域の連帯感や認識の共有化は重要なものであり、町外から地域の取り組みに参加される方などが関係人口*となり地域を盛り上げる力となることから、地域住民の積極的な参加で交流を深めることが求められています。
- 地域コミュニティ*を育むことは地域の見守りや気配りにつながります。予想を超える災害の発生が増えており、日ごろから地域の結束力を高めておく必要があります。
- 夏まつりなどの毎年実施するイベントを継続し、地区をはじめ町民全体の連帯感を醸成していく必要があります。
- 少子高齢化が進むことで地域のコミュニティ維持が困難になる可能性があります。地域の活動やイベントには子どもたちを含め多くの大人たちの協力が必要です。大人たちは子どもたちに多様な価値観や地域資源について教え、子どもたちはそれらを学ぶ体制が下積みとなり、町への愛着が育まれます。一定の経験を積んだ多くの子どもたちが、地域のリーダーとして活躍できるように郷土意識の醸成を図り将来のまちづくりの担い手を育成していく必要があります。

施策の体系

1. コミュニティ

- (1) コミュニティ意識の醸成
- (2) コミュニティ活動の充実

施策展開

(1) コミュニティ意識の醸成

施策目標

地域でのかかわりを強化し、住民一人ひとりが地域コミュニティの役割や重要性を認識できるような啓発や情報の提供を行い、みんなで自分たちの地域を創り守っていく意識の醸成を図ります。また、地域の子どもの関わりを通じて、将来の地域リーダーの育成を推進します。

施策方針 1	コミュニティ意識の醸成
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 町民全体の連帯感の醸成を図るため、夏まつりの継続や地域づくり事業の支援を通じ、住民自ら行う地域づくりに対する意識の高揚を図ります。 ■ 広報やホームページ、SNS *等を活用したコミュニティ意識の醸成を図ります。 ■ 転入者や若年世帯に対し、コミュニティ活動への積極的な参画を促すとともに行政情報の提供などを行い、地域の一員としての意識付けを図ります。
施策方針 2	若年層に向けた意識啓発
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 若い人たちがまちづくりなどの会議に参加しやすい広報や募集方法を検討し、会議では意見の言える雰囲気づくりを図ります。 ■ 地域や学校、または地域と学校等が連携し、子どもたちや若い人が地域住民とふれあう機会の創出に努めます。

(2) コミュニティ活動の充実

施策目標

コミュニティ活動の活性化を促すため、地域における活動の育成や支援、地域間交流の促進に努めます。

また、町への転入者や若者とのコミュニティのあり方について検討するとともに、町民全体の融和が図れるよう支援に努めます。

施策方針 1	コミュニティ活動の支援
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域内で行うコミュニティ活動や地域活性化事業には、補助金等により支援を行い、地域の自主的な活動のサポートを図ります。 ■ 町民の自主性と自発性に基づく、コミュニティ活動への参画を促進するため、コミュニティ活動のための情報提供に努めるとともに、関係人口の創出を支援します。
施策方針 2	ボランティア活動の促進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ ボランティア活動の中心となっているつつみ住民活動センターを拠点として、ボランティア活動への参加意識の醸成を図り、活動支援を行います。

2. 町民参加

現況と課題

- 町民が求める多様なニーズをまちづくりに活かすには、町民一人ひとりの協力が必要となります。町民と議会、行政が一体となって協働のまちづくりを進めていくことが重要です。そのためには、町民それぞれが積極的にまちづくりに参画する意識を醸成していくことが大切であるため、町の情報を町民に迅速かつ正確に提供することが必要です。
- 議会や審議会など会議の公開や会議内容の情報提供を推進するとともに、町民アンケート調査やパブリックコメント制度*などの広聴活動の充実や、公文書公開条例に基づく適正な公文書公開にも力を入れ、町民のニーズに応えていく必要があります。
- 「広報やまのうち」の発行や町ホームページ等を活用した町の情報提供を継続するほか、SNS*などの活用により、分かりやすく伝わりやすい伝達方法を研究し、町内、町外を問わず情報を必要とする方へ速やかに提供できる体制の強化が必要です。
- 個人情報保護条例*、情報セキュリティポリシー*に基づき、行政情報の適正な管理と個人情報の保護に万全を期す必要があります。

施策の体系

2. 町民参加

(1) 協働のまちづくりの推進

(2) 情報共有の充実



(1) 協働のまちづくりの推進

施策目標

町民が一体となって協働によるまちづくりを進めるための理解を深めるとともに、町民が各種計画の策定や施設管理などに気軽に参画できる環境づくりに努めます。また、人口減少や少子高齢化が進行する中で、行政が求める役割を軽減しながら協働のまちづくりを進めるように努めます。

施策方針 1	協働意識の醸成
取組内容	■ 役割による負担感を減らしながら、協働意識の醸成を図ります。
施策方針 2	協働の仕組みづくりの推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 町政参画と協働の拡充につながる新たなルール、仕組みづくりの推進を図ります。 ■ 協働によるまちづくりに若者の声を反映させるため若者の参加呼びかけを強化します。
施策方針 3	町民団体の活動促進
取組内容	■ 町民活動団体の育成・支援と協働事業の効果的な連携・協力を図ります。
施策方針 4	地域コミュニティ活動の支援
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域コミュニティ*で自主的活動を行っている各種団体、グループへの支援に努めます。 ■ 地域おこし協力隊を積極的に活用し、新たなまちづくり活動を支援します。

指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
地域おこし協力隊定住率	28.6%（2/7人）	50.0%

（2）情報共有の充実

施策目標

町からのお知らせは広報誌やホームページ等を通じて発信していますが、インターネットの普及により、特に若い世代ではその場で直感的に情報を入手する手段が好まれています。SNSを通じ必要とする行政情報を世代問わず確認できる方法を検討するとともに、住民アンケートや懇談会、会議等の公開を積極的に実施し、町民との協働によるまちづくりに向けて、行政と町民との情報共有を図ります。

施策方針 1	情報提供の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 広報誌やホームページ、SNS など多様なメディアを活用し適正かつ迅速な行政情報の提供に努めます。 ■ 情報を発信する対象となる方に伝わる情報提供の方法を検討します。
施策方針 2	広聴活動の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 目的に沿った地域での懇談会の開催や、町民と広聴体制を構築するとともに、パブリックコメント制度など広聴活動の充実を図ります。 ■ 懇談会等に若い方の意見を求める場合には、参加し意見を言いやすい方法をとるほか、最善の方法で通知を行います。 ■ 議会報告会を開催し、住民からの意見・要望等を集約し議員活動の充実を図ります。
施策方針 3	適正な情報公開の推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 町の公式な会議である議会や審議会等を公開し、その会議等の状況を明らかにすることにより、町政に対する町民の理解を深め、開かれた町政の推進を図ります。 ■ 行政情報の適正な管理と個人情報保護に配慮した情報公開と提供を図ります。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
審議会等の開催回数に対する一回当たり傍聴者の数	0.6 人	1.0 人

1. 行政サービス

現況と課題

- 地方分権の進展により、町民に身近な自治体として、その果たすべき役割がますます重要となっており、多様化、高度化する町民ニーズに迅速かつ的確に対応することが求められています。
- 本町は、総合計画を施策推進の指針とし、「山ノ内町行政改革大綱」を踏まえながら効率的な行政運営を推進し、一定の成果をあげてきましたが、新たに解決していかなければならない課題は少なくありません。
- ICT*の著しい発展と普及は社会や生活環境に大きな変化をもたらしています。町づくりにおいても、福祉、教育、防災、産業、環境など様々な面で活用の可能性があることから、住民の利便性向上や効率的な行政運営に資する活用を進めていく必要があります。
- 厳しい財政状況の中で、これらに対処していくためには、人材や財源、施設、情報など町がもつ行政資源を最大限に活用していくことが必要です。
また、種々の施策・事業を適正かつ効果的に実施していくため、行政評価*を行い、その効果を政策に反映させていくことも必要です。
- 町民サービスについては、「おもてなし宣言」の理念に従い、窓口を訪れた町民の皆さんが、安心して気持ち良く行政サービスを受けることができるよう、担当窓口のすべての職員が対応できるよう係内研修の実施や町民にわかりやすい申請書類の見直しと併せ、行政手続のデジタル化などを行い、町民が利用しやすい親切で質の高いサービスを提供することが求められています。
また、個人情報の管理にあたっては、不用意に漏えいすることがないように、適正な管理が求められています。

施策の体系

1. 行政サービス

- (1) 窓口サービスの充実
- (2) 職員の資質向上の推進

施策展開

(1) 窓口サービスの充実

施策目標

担当窓口のすべての職員が対応できるよう係内研修の実施などにより、利用者が理解しやすい申請書類の見直しを行うなど、来庁者の利便性を重視した日常業務の改善に努め、接遇の徹底や研修による接遇レベルのスキルアップを行い、親切で質の高い窓口サービスの提供を図ります。

また、国によるマイナンバー制度*を活用し、行政の効率化や利用者の利便性の向上を図るとともに、ICTを有効活用した電子申請の充実や行政手続のデジタル化など電子自治体*サービスの充実を図ります。

施策方針 1	窓口サービスの充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 行政手続のデジタル化を基本とした行政手続きの簡略化やワンストップサービス*の確立を目指し、更なる住民サービスの向上を図ります。 ■ 担当窓口のすべての職員が対応できるよう係内研修の実施などにより接遇の向上を図ります。
施策方針 2	電子自治体サービスの充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共施設の利用予約や行政手続きのデジタル化の拡充検討を進めます。 ■ マイナンバーカードの取得促進とカードにより利用可能な各種サービスの拡充に合わせ、更なる利便性の向上を図るとともに、利用の推進を図ります。 ■ 情報システムが便利になる一方、システムが複雑化し職員一人ひとりの情報セキュリティに対する知識と意識を高める必要があります。より安全な情報管理と運用に努めるとともに、セキュリティインシデント*対応計画に沿った適正な運用を図ります。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
行政手続のデジタル化 （申請・予約・納付等の電子化）件数	0件	5件

(2) 職員の資質向上の推進

施策目標

職員採用においては、本町が求める職員としての資質を見極め、住民ニーズの多様化・高度化に対応できる人材を確保できるよう、民間経験者や実務経験者といった多彩な人材の採用、または試験制度の見直しなどにより、適正な職員採用を目指します。

総合的な人材育成を図るとともに、職員研修等により職員一人ひとりの意識改革や自己啓発意欲を高め、町民の目線に立ち、迅速かつ柔軟に対応できる職員の育成を目指します。

施策方針 1	職員資質の向上
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 職員研修により、町職員としての義務と責任の理解や意識の向上、専門知識や技能の習得、派遣での情報収集や発信を行える人材育成体制を構築して職員資質の向上を図ります。 ■ 中央府省庁、県、広域連合、民間団体への研修派遣や人事交流を積極的に推進し、社会や経済の動きに対応する人材育成を図ります。 ■ 人事評価制度の見直しにより、公平で客観的な業績評価・能力評価を行い、昇格・昇給に反映し、職員の自己啓発意欲を高めるとともに、人材育成を図ります。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
専門研修への参加人数（累計）	4人	8人

2. 行財政運営

現況と課題

- 未知の感染症の拡大や頻発する自然災害は、町の基幹産業である観光と農業にも大きな影響を及ぼします。様々な状況においても行政機関としての機能を止めることなく継続していくための財政運営が大切となります。
- 限られた財源の中「自助・共助・公助」による協働のまちづくりを基本とし、地元との懇談会や現地調査を進め優先順位をつけながら効率的な事業執行を心がけていく必要があります。
- 少子高齢化や固定資産税評価額下落の影響等により、町税収入の減少が見込まれる中で、近い将来、収支状況の悪化や財政の硬直化が進行することも予想されます。そうした状況の中、収支バランスの均衡を図り、安定した行財政運営を継続するためには、町税を中心とした歳入確保と、事業の選択と集中による歳出抑制が必要となってきます。
- 老朽化が進む公共施設等においては、適正な維持管理と最適な配置について、総合的かつ計画的に検討し、財政負担の軽減・平準化を図る必要があります。
- 納期内納税の推進により、町税の安定的な確保を図るとともに、税の公平負担の観点からより一層の滞納処分を進めるほか、多様な納付方法に対応する基盤整備を検討していく必要があります。また、使用料・手数料等の見直しを行うなど安定した財源の確保の施策が必要となっています。
- ふるさと納税制度の普及により、寄附金収入が増額しています。今後も返礼品のメニュー等を一層充実し、制度利用者の促進と納税額の拡大を進める必要があります。

施策の体系

2. 行財政運営

(1) 行政経営の効率化

(2) 健全な財政運営

施策展開

(1) 行政経営の効率化

施策目標

町民ニーズに柔軟で効率よく対応できる組織体制を保ちつつ、事務事業の適正な評価及び見直しを行いながら、組織の合理化・効率化を図ります。

また、計画的に適正な職員の配置に努めます。

施策方針 1	適切な行政経営の推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■「山ノ内町行政改革大綱」を継続策定し、スリムで効率的な行政経営、持続可能な財政基盤の確立を目指すとともに、町民ニーズに的確に対応した行政サービスの提供に努めます。
施策方針 2	組織の合理化・効率化
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■事務事業の見直しとともに、行政需要に対応した組織機構の見直しと庁内プロジェクトチームの活用など横断的対応による効率化、合理化を図ります。
施策方針 3	職員の適正管理
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■定員適正化計画を改定し、計画に基づく職員の階層別・年齢別の平準化と職員数の適正管理を図ります。 ■民間経験者、実務経験者など社会人枠や就職氷河期世代の積極的な採用、知識や経験が豊富な人材の採用、障がい者の法定雇用率の確保など、社会の変化に対応した人材の確保を図ります。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
職員採用における社会人枠採用者数	0人	5人

(2) 健全な財政運営

施策目標

社会情勢の変化により財政状況が不透明な中、事業の選択と集中の観点から、事業の優先度や実施効果に配慮した予算編成、また自主財源の確保に努め、持続可能な財政運営を目指します。

国・県等の補助金や交付金などの特定財源の活用、ふるさと納税制度による基金の造成・充実、公有財産の売却や、町ホームページ・広報誌等の広告収入の拡大、または新たな財源の調達により自主財源の確保に努めます。

また、公共施設等の維持管理について、最適な規模での維持・更新・複合化を検討し、財政負担の軽減・平準化に努めます。

施策方針 1	安定した財政運営
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自主財源の確保に努めながら、限られた財源を重点的、効果的に配分し、健全な財政運営に努めます。
施策方針 2	自主財源の確保
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 納期内納税の推進及び長野県税事務所や長野県地方税滞納整理機構等の活用により、徴収体制の強化に努めます。 ■ コンビニ収納や、バーコード決済による電子マネーを利用した納付方法等を整備し、時代のニーズに即した多様な納税方法に努めます。 ■ ふるさと寄附金*（ふるさと納税制度）の拡大・促進を図り、安定した収入の確保に努めます。
施策方針 3	公共施設等の適正な管理
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設ごとの個別施設計画（長寿命化計画）をもとに、メンテナンスサイクルを構築し、トータルコストの縮減、平準化を目指します。 ■ 指定管理者制度*を導入している公共施設では、引き続き民間企業等の団体を活用します。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
経常収支比率*	78.7%	81.3%
実質公債費比率*	8.4%	9.9%
将来負担率*	80.5%	105.0%
ふるさと納税額	249,000 千円	300,000 千円



3. 広域行政

現況と課題

- 交通網の整備や生活様式の多様化により、町民の生活は市町村の行政区域を越えた広域的な活動となっています。また、地方分権の進展により、行政サービスの多様化や高度化が求められており、市町村の枠組みを超えた対応が求められています。
- 本町では、北信広域連合、岳南広域消防組合、北信保健衛生施設組合において、特別養護老人ホームの運営や消防業務、ごみ処理等の広域的共同事業を実施するとともに、各種の協議会等に参画して広域的な課題の解決に引き続き取り組んでいます。
- 関係市町村との連携・協調に配慮しつつ、取り組むべき広域課題について協議し、適正な経費負担のもとで、より効率的で実践的に取り組み、高齢化に対応した施設の整備、広域消防防災体制の強化、救急医療体制の充実、環境衛生事業の効率化など、町民にとって最適な広域行政サービスの一層の充実と多様な地域間連携を図ることが必要です。

施策の体系

3. 広域行政

(1) 広域行政の推進

施策展開

(1) 広域行政の推進

施策目標

行政事務の広域化や町民ニーズの多様化に対応できるよう、国・県・関係自治体や北信広域連合等との連携強化に努めつつ、機能強化と充実を図ります。

施策方針 1	広域行政の推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none">■ 国や県、北信広域連合等関係機関との連携により、公共公益施設の共同建設及び運用を促進します。■ 北信地域定住自立圏構想*による「北信地域定住自立圏共生ビジョン」に沿った、人口定住に必要な生活機能の確保に取り組みます。
施策方針 2	推進体制の強化
取組内容	<ul style="list-style-type: none">■ 北信広域連合等広域行政組織との連携を図り、推進体制の強化に努めます。

1. 人権の尊重

現況と課題

- 日本国憲法第 11 条では、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と示しています。
- 本町においては、部落差別をはじめあらゆる差別をなくし、人権尊重のまちづくりを目的とし、「差別撤廃と人権擁護に関する条例」を施行し、すべての町民が安心して生活し、交流の輪が広がるような「人権のまちづくり」を目指しています。
- 差別、虐待、いじめなどの人権問題は現在もなお後を絶たないことに加え、少子・高齢化や国際化、情報化の進展や未知の感染症の流行等の社会情勢の変化により新たな問題も発生するなど、私たちを取り巻く人権に係る問題は日々多様化、複雑化しています。
- このような実情を踏まえ、「第 3 次山ノ内町人権に関する総合計画」に基づいた人権施策を推進し、一人ひとりが人権問題を「自分のこと」として捉え解消に向けて取り組み、個性や異文化・価値観の違いを認め合うことのできる共生社会を目指す必要があります。
- 平和な社会を形成するため「平和の町宣言」を行い、核兵器廃絶と世界の恒久平和を願い、平和に関する取り組みを進めてきました。今後も、いままでの取り組みを継続し、平和の尊さについて町民自らが考え、行動できるような取り組みが必要です。

施策の体系

1. 人権の尊重

- (1) 町民の安全・安心な暮らしを守り、差別を生まないまちづくり
- (2) 偏見・差別を解消し、異文化・多様性を認め合うまちづくり
- (3) 人権侵害の被害者を救済するまちづくり
- (4) 人権課題別施策の推進
- (5) 平和のまちづくりの推進

施策展開

(1) 町民の安全・安心な暮らしを守り、差別を生まないまちづくり

施策目標

「人権のまちづくり」の基盤として、すべての町職員が人権行政の担い手であることを自覚し、あらゆる分野で「人権尊重の視点」に立った町政を推進します。

施策方針 1	「人権尊重の視点」に立った町政
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 積極的な接遇や個人の意思や人格を尊重した行政サービスの提供など、職員一人ひとりが基本的職務の遂行に努めます。 ■ あらゆる公共施設等のバリアフリー*化及びユニバーサルデザイン*の視点に立った施策の推進等を通じて、全員参加への環境整備を推進します。

(2) 偏見・差別を解消し、異文化・多様性を認め合うまちづくり

施策目標

人権問題への正しい理解を通じて、町民一人ひとりが自分自身の偏見に気づく力や、噂やデマに翻弄されず正しい情報を見抜く力をつけるために、行政、保育園・学校、家庭・地域、企業・職場などあらゆる場において、効果的で実践につながる教育・啓発及び交流を推進します。

施策方針 1	教育・啓発と交流の推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 町職員一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、職員研修の充実を図ります。 ■ 保育所・学校において、発達段階に応じた人権・同和教育や主体的な人権学習の促進を図るとともに、保育所職員や教職員、保護者への教育・啓発を推進します。 ■ 家庭・地域における町民主体の人権学習のための支援及び公民館事業等を通じた人権学習の機会の拡大を図ります。 ■ 企業に対する研修内容の充実や企業内研修の拡充のための支援・環境整備を推進します。 ■ あらゆる場において、多種多様な媒体や手段、機会を通じた教育・啓発に取り組むとともに、偏見・差別を体験した当事者との出会いの場や交流の機会を作ります。

指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
差別をなくす町民大会参加者数	208人	250人

(3) 人権侵害の被害者を救済するまちづくり

施策目標

庁内の各課等はもとより、国や県、関係機関との連携を一層密にし、町民が差別や人権侵害に直面したときに、必要な情報提供や支援を受けながら問題を早期解決できる体制づくりに努めます。

施策方針 1	相談・支援体制の整備
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 庁内の関係課をはじめ、国や県、関係機関との連携を強化し、相談・支援体制の構築に努めます。 ■ 様々な手段・媒体による相談対応や職員のスキルアップ、マニュアルの作成等を通じて、相談窓口機能の強化と支援体制の充実を図ります。また、相談窓口や支援制度等の広報の充実にも努めます。 ■ 人権問題発生後の迅速かつ適切な対応及び被害者一人ひとりに寄り添った支援を行います。

(4) 人権課題別施策の推進

施策目標

同和問題、女性、障がい者、子どもなど従来からの人権課題の他、情報化の進展や価値観の多様化などにより生まれた新たな人権課題の実態を見据え、あらゆる対象への人権施策の推進を図ります。

施策方針 1	人権課題別施策の推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施策方針 1～3 における取組を基盤に、あらゆる人権課題の解消、差別撤廃・人権擁護を推進します。

(5) 平和のまちづくりの推進

施策目標

戦争の悲惨さ、平和の尊さ、命の大切さを伝えるため、「平和の町宣言」の精神に基づき、町民とともに平和に関する啓発活動や教育を推進し、平和な社会の実現を目指します。

施策方針 1	平和教育の推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中学生の平和記念式典参加や学習会の開催など平和教育の推進を図ります。
施策方針 2	平和意識の高揚
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 戦没者追悼式や人権尊重の趣旨に基づいた各種講座等の開催により意識の向上を図ります。 ■ 平和首長会議への参画や交流事業を通じて、内外に町の姿勢を発信するとともに意識の向上を図ります。

2. 男女共同参画社会

現況と課題

- 現代社会では、性別に関わりなくお互いにその人権を尊重し合いながら、責任を分かち合い、その個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。
- 家庭や地域、職場等において、伝統的・固定的な男女の役割分担意識や慣習が、依然として根強く残っています。このような固定的な意識を逡減させるために、男女共同参画の視点に立った意識改革や制度・慣行の見直しを行うとともに、次代を担う子どもたちへの男女平等教育を進めていく必要があります。
- 本町では、「第5次やまのうち男女共同参画プラン21*」の計画に沿った各種施策を推進し、啓発活動や講座等を開催しています。また、行政に女性の意向が広く反映できるように各種審議会委員及び町職員の管理職等への女性の登用にも努めています。
- 男女共同参画社会の実現に向けて、一人ひとりの意識の向上や労働環境の整備、暮らしの支援を図り、男女が性別に関係なく、誰もが自分らしくいきいきと暮らすことのできるまちを目指します。

施策の体系

2. 男女共同参画社会

- (1) 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり
- (2) 男女がともに活躍できる環境づくり
- (3) 健やかで安心できる自立した生活づくり

施策展開

(1) 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり

施策目標

国際情勢を踏まえ、性別による固定的役割分担意識の解消、慣習やしきたりの見直しのための広報・啓発活動に取り組みます。また、あらゆる場において、男女共同参画社会を推進するための教育・学習に努めます。

施策方針1

意識改革のための教育・啓発の推進

取組内容

- 行政、保育園・学校、家庭、企業、地域などあらゆる立場の町民に対し、研修や広報啓発を通じて、男女共同参画意識を醸成するための教育・啓発を推進します。

指標

指標名	現状値（令和2年）	目標値（令和7年）
「男は仕事、女は家庭」の考え方を肯定する人の割合	4.1%	0%

(2) 男女がともに活躍できる環境づくり

施策目標

あらゆる場への女性の参画を促進するとともに、仕事と生活の調和が図られ、男女がともに社会に参画しやすい環境づくりに努めます。

施策方針 1	政策・方針決定の場への女性の参画拡大
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業、行政における管理職、審議会や区・組・各種団体等における方針決定の場への女性の参画を推進します。 ■ 女性のエンパワーメント*の促進を図ります。
施策方針 2	男女がともに働きやすい環境の整備
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農業、観光商工業等の自営業における労働環境の整備を図ります。 ■ 男女雇用機会均等についての啓発や女性の就業・キャリアアップ*支援の充実を図ります。
施策方針 3	雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 仕事と育児・介護等の両立支援の拡充や、各種制度の普及に努めます。 ■ ワークライフバランス*を推進するための教育・啓発を行います。

指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
審議会等における女性委員の割合	23.7%	30.0%

(3) 健やかで安心できる自立した生活づくり

施策目標

あらゆる暴力等を解消し、一人ひとりが心身ともに健康でいきいきと暮らすための支援の充実を図ります。

施策方針 1	あらゆる暴力等の予防と根絶
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ あらゆる暴力行為やハラスメント防止のための教育・啓発を行います。 ■ 被害者救済のために、相談・支援体制の充実及び関係機関との連携強化を図ります。
施策方針 2	生涯を通じた心と体の健康づくり支援
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 性や生殖、母性保護等に関する教育・啓発を推進します。 ■ 各種健（検）診等の受診や啓発事業、生涯活動への参加を通じ、ライフステージに応じた心身の健康づくりを促進します。

施策方針3 誰もが安心して暮らせる環境の整備

- 取組内容
- 障がい者や高齢者、ひとり親家庭、外国人など、生活上の困難に直面する女性等が安心して暮らせる環境を整備します。
 - 女性の防災・減災活動への参画拡大を促進します。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
女性消防団員数	9人	10人以上

